

(4) 主要農作物原原種は経営委託要領

	平成	5年	4月	1日	畑園第	608号
	農	政	部	長	通	達
改正	平成	7年	3月	16日	畑園第	1913号
改正	平成	11年	4月	22日	農産第	192号
改正	平成	22年	4月	1日	農産第	1583号
改正	平成	23年	3月	10日	農産第	1319号
改正	平成	30年	4月	1日	農産第	1555号
改正	平成	31年	4月	1日	農産第	1733号
改正	令和	元年	8月	22日	農産第	726号
改正	令和	2年	9月	24日	農産第	742号
改正	令和	5年	5月	31日	農産第	306号

(趣旨)

第1 北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例(平成31年北海道条例第1号。以下「条例」という。)第10条における主要農作物の原原種の生産に係る原原種は経営委託は、北海道財務規則(昭和45年規則第30号)、業務委託事務取扱要綱(昭和50年3月25日局総第101号)、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例事務取扱要領(平成31年4月1日農産第1619号農政部長通知。以下「事務取扱要領」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(原原種は設置の要件)

第2 原原種はの設置の要件は、事務取扱要領別記1に定めるもののほか、効率的な生産が適地において可能な限り集中的に行われることとする。

(委託の要件)

第3 原原種はの経営を委託する場合は、事務取扱要領別記1に定めるもののほか、次によるものとする。

(1) 受託者は原原種の生産方法に関して、道の指導を的確に実行する能力を有し、かつ、優良な原原種の生産に熱意を有している農業協同組合連合会及び道が適当と認める団体とする。

(2) 原原種の生産が、道と受託者との明確な責任の分担の下で行われるよう次の事項を含む契約を受託者と締結する。

ア 道は、受託者に対し原原種の生産に必要な育種家種子又は原原種の供給の責任を有すること。

イ 道は、原原種の生産について、指導及び監督の責任を有すること並びに受託者はこれに従うこと。

ウ 道は、生産された原原種について処分する責任を有すること並びに受託者はこれに従うこと。

エ 道は、委託に係る原原種はの運営に必要な経費を負担すること。

(3) 原原種はの経営の委託は、当該原原種はが原原種の生産に必要な知識及び技術を有する者によって直接管理される場合に限ることとし、再委託は認めないこととする。

(原原種はの設置面積)

第4 知事は、条例第9条に定める種子計画に基づき、作物別、品種別の原原種は設置面積を示すものとする。

(契約の締結)

第5 知事は、条例第9条に定める種子計画に基づき、第2及び第3の要件に照らし適当と認められる者と、原原種はの経営について委託契約を締結するものとする。

2 契約の締結は、原原種は経営に関する業務について、別紙の委託契約書式を標準とした委託契約書により行うものとする。

(原原種生産方法)

第6 原原種の作物別の具体的な生産方法は、水稻原原種栽培管理基準(平成22年4月1日農産第1529号)、大麦、小麦及びそば原原種栽培管理基準(平成22年4月1日農産第1529号)及び豆類原原種栽培管理基準(平成22年4月1日農産第1529号)によるものとし、原原種生産用の種子は、少なくとも3か年に1回の頻度により育種家種子で更新し、品種の特性を保持するものとする。

(審査等の内容)

第7 道は、委託した原原種及びその生産物について、条例第12条に準じほ場審査及び生産物審査を行うものとする。

なお、稲及び秋まき小麦の原原種ほにあっては出芽状況の調査を行うものとする。

(審査員等の指名)

第8 第7の審査及び調査(以下「審査等」という。)は、事務取扱要領第12により指名された審査員(以下「審査員」という。)及び事務取扱要領第13により委嘱された審査補助員(以下「審査補助員」という。)が行う。

2 知事は、審査等を行う審査員及び審査補助員を定めたときは、受託者に対し、通知するものとする。

(審査等の進め方)

第9 審査員は受託者と連携を密にし、審査等を行う時期を的確に判断し、計画的に行うものとする。

2 知事は、審査等を行う期日等を予め定め、受託者に通知するものとする。

3 受託者は審査等に立ち会わなければならない。

4 審査員及び審査補助員は、審査等の結果について、第1号様式の野帳を作成するものとする。

(ほ場審査証明書等の交付)

第10 知事は、審査を終了した場合(ほ場審査にあっては、第2期)、事務取扱要領別記3に定める基準等に適合すると認められたときは、受託者に第2号様式のほ場審査証明書並びに第3号様式の原原種証票を交付するものとする。

(審査不合格の取扱い)

第11 受託者は、審査等に不合格となったほ場については、当該ほ場の生産物が種子として取り扱われないよう、当該生産物の処分についての的確な措置を講ずるものとする。

(審査等結果報告)

第12 審査員は、稲及び秋まき小麦の出芽状況調査、第2期ほ場審査及び生産物審査の終了後、それぞれ速やかに第4号様式、第5号様式及び第6号様式の報告書を知事に提出するものとする。

(委託業務完了通知及び実績報告)

第13 受託者は委託業務を完了したときは、知事に、直ちに第7号様式の委託業務完了通知書を提出するとともに、速やかに実績報告書を知事に提出するものとする。

(災害等の報告)

第14 受託者は、災害等やむを得ない事情により、原原種の生産に支障を来した場合又は来すと予想される場合は、速やかに知事にその状況を報告するものとする。

(道の責務)

第15 道は、優良な種子を生産するよう受託者を指導、監督するとともに、必要に応じ調査、報告を求めるものとする。

(受託者の責務)

第16 受託者は、次の事項を守り、優良な種子の生産を行わなければならない。

(1) 原原種ほ経営日誌を備えつけ、これに必要事項を記入し、ほ場審査の際、審査員に提示すること。

(2) 審査に合格した原原種全量を道の指定する場所に出荷しなければならないこと。

(3) その他道の指導等に従うこと。

第1号様式

主要農作物委託原原種審査野帳

作物名 (稲・大麦・小麦・大豆)

審査員

1 事前記入事項

(1) 整理事項

品種名		見込み生育時期	出芽 (2~3葉) 期	月 日 頃
ほ場所在地			第1期	月 日 頃
計画面積			第2期	月 日 頃
受託者		見込み収穫調製時期	収穫期	月 日 頃
備考			包装完了期	月 日 頃

注 「見込生育時期」欄中「出芽 (2~3葉) 期」欄は、稲及び秋まき小麦についてのみ記載すること。

(2) 確認事項

種子	は種量	kg/10a	管	施 肥	時 期	種 類	施肥量 kg/10a
	消毒の方法				月 日 月 日 月 日		
栽培面積					中 耕 除 草		
は種月日	月 日		月 日 月 日 月 日				
移植月日	月 日		月 日 月 日 月 日				
出穂又は開花期	月 日		理	病虫害防除	時 期	薬剤名	散布量
苗代期の状況 (生育状況等)					月 日 月 日 月 日		
前作物名					月 日 月 日 月 日		
単収	平 年	kg/10a	異品種・異種 類等の措置	時 期	内 容		
	前 年	kg/10a					月 日 月 日 月 日
	本年見込	kg/10a					月 日 月 日
備考							

2 出芽状況調査及び調査結果

調査月日及び立会人	月 日	
調査結果	調査項目 区分	判定
	出芽の良否	
調査指示事項		

注1 稲及び秋まき小麦についてのみ記載すること。

注2 「調査結果」欄中「出芽の良否」欄は、「良」「中」「否」を記入のこと。

3 ほ場審査状況及び審査成績

項目		第 1 期		第 2 期	
審査月日及び立会人		月	日	月	日
審査成績	審査項目 区分	判 定	摘 要	判 定	摘 要
	異型、異品種、異種類の混入	適・不適		適・不適	
	雑草の混入	適・不適		適・不適	
	種子伝染性の病虫害の発生	適・不適		適・不適	
	その他病虫害及び気象被害の発生	適・不適		適・不適	
	生育状況	適・不適		適・不適	
	判定	合 格 ・ 不 合 格		合 格 ・ 不 合 格	
審査指導事項					
収穫見込数量		kg		kg	
証明書番号及び交付月日				第 号 月 日	

注 「摘要」欄には、各審査項目に係るほ場の状況を記載し、判定の理由を明らかにすること。

4 生産物審査及び審査成績

審査月日及び立会人		月	日	審査総数量		kg
審査場所				内 訳	合格数量	kg
審査指示事項					不合格数量	kg
審査証明書交付月日及び枚数			月		日	枚
不合格数量 の審査項目 別内訳	発芽率	kg		雑草種子	kg	
	異品種粒	kg		種子伝染性の病虫害粒	kg	
	異種穀粒	kg		その他病虫害粒	kg	

注1 「不合格数量の審査項目別内訳」欄中「その他の病虫害粒」欄は、大豆にあつては「被害粒及び未熟粒」と読み替えること。

注2 複数の審査項目についての不合格の場合は、最も主要な項目に記載すること。

注3 異品種粒の中に異型粒を含むものとする。

注4 本野帳は、適宜、項目等修正することができる。

第3号様式 (その1)
(表面)

(裏面)

備考) 用紙の大きさは、縦 14 センチメートル、横 7 センチメートル以上とする。
「原原種証票」の文字は赤色とする。

第3号様式 (その2)

種類		品種名	
----	--	-----	--

備考) 用紙の大きさは、縦 10 センチメートル、横 12 センチメートル以上とする。「原原種証票」の文字は赤色とする。包装毎に印刷の場合、受け払い管理を適切に行うこと。

第4号様式

委託原原種は稲・秋まき小麦出芽状況調査結果報告書

年 月 日

北海道知事 様

審査員氏名

次のとおり出芽状況の調査を実施したので報告します。

記

1 受託者氏名又は名称

2 出芽状況調査結果

品種名	計画面積	は種面積	出芽の良否	摘 要
	a	a		

注1 調査は2～3葉期に行うこと。

注2 出芽の良否は、出芽数の多少を観察し、80%以上は良、60～79%は中、60%未満は否とすること。

主要農作物委託原原種ほ審査結果報告書

年 月 日

北海道知事 様

審査員氏名

次のとおりほ場審査を実施したので報告します。

記

1 受託者氏名

2 ほ場審査結果

作物名	品種名	原原種ほ設置面積	審査面積	合格面積	不合格面積	不合格理由（面積実績）							生産予想数量	備考
						異型の混入	異品の混入	異種類の農作物の混入	雑草の混入	種子伝染性病害の発生	その他病虫害及び気象被害	生育状況		
		a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	kg	
計														

注 作物ごとに小計を附すこと。

主要農作物委託原原種生産物審査結果報告書

年 月 日

北海道知事 様

審査員氏名

次のとおり生産物審査を実施したので報告します。

記

1 受託者氏名

2 生産物審査結果

作物名	品種名	審査数量	合格数量	不合格数量	不合格理由（重量実績）（kg）						備考
					発芽率	混入程度					
						異品種粒	異種穀粒	雑草種子	種子伝染性の病虫害粒	その他の病虫害粒	
		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
計											

注1 作物ごとに小計を附すこと。

注2 「不合格理由（重量実績）」中欄「その他の病虫害粒」欄は、大豆にあつては「被害粒及び未熟粒」と読み替えること。

第7号様式

委託業務完了通知書

年 月 日

北海道知事 様

住所
受託者

年度主要農作物原原種ほ経営に関する業務委託契約

年月日契約の上記業務について、完了したので通知します。

- 1 完了期限 年月日
- 2 完了日 年月日

業務処理責任者

所属
職・氏名

別紙

委 託 契 約 書

1 委託業務の名称 主要農作物原原種ほ経営に関する委託業務

2 委託期間 年 月 日から
年 月 日まで

ただし、委託者は、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

3 業務委託料 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）

ただし、第13条の規定による精算の結果、受託者の実支出額が業務委託料の額に満たないときは、当該実支出額

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

委託者 北海道
北海道知事
(支出負担行為担当者 職氏名)

受託者 住 所
氏 名

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙主要農作物原原種ほ経営に関する委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 受託者は業務委託料をこの委託業務に係る用途以外に使用してはならない。

8 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(業務処理計画書の提出)

第4条 受託者は、この契約締結後速やかに、要領に基づき、業務処理計画書を提出するものとする。

(業務担当員)

第5条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

第6条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

第7条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第8条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し書面により通知するものとし、業務委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(原原種生産用種子の供給)

第9条 委託者は、委託業務の処理に当たり、原原種ほの設置に必要な育種家種子又は原原種を無償配布することとし、受託者は、これを用いて原原種ほを設置しなければならない。

(原原種の出荷)

第10条 受託者は、生産した原原種のうち事務取扱要領別記3の第3の1の基準を満たすものの全量を委託者の指定した場所に出荷しなければならない。

(原原種出荷の確認)

第11条 委託者は、前条の規定に基づき受託者から出荷のあった原原種について、審査員に数量を確認させるものとする。

(調査等)

第12条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(実績報告等)

第13条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び収支精算書を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により提出された実績報告書及び収支精算書を速やかに審査するとともに、その他必要に応じて現地調査等を行い、当該委託業務に係る委託料の額を確定して受託者に通知するものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

第14条 受託者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、委託者に対して業務委託料の支払の請求をするものとする。

2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委

託料を受託者に支払うものとする。

3 委託者は、その責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

4 業務委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(概算払)

第15条 受託者は、委託業務の処理に必要な場合は、業務委託料の額の範囲内において、収支計画書により収支計画を明らかにして業務委託料の概算払の請求をすることができる。

2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けた場合において、委託業務の処理に必要があると認めるときは、その日から起算して15日以内にその支払をするものとする。

(秘密の保持)

第16条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の任意解除権)

第17条 委託者は、次条及び第19条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第18条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第19条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(7) 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の任意解除権）

第21条 受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（受託者の催告による解除権）

第22条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第23条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（委託者の損害賠償請求等）

第24条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合と見なされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

（委託業務の処理に関する損害賠償）

第25条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第26条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（相殺）

第27条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（契約に定めのない事項）

第28条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

※この様式は、必要に応じ変更の上使用するものとする。

主要農作物原原種ほ経営に関する委託業務処理要領

第1 委託契約書第1条に規定する委託業務における作物別及び品種別の原原種ほの設置面積等は、別表1のとおりとし、委託業務の処理は次のとおりとする。

(原原種ほ設置の要件)

1 受託者は、原原種ほを設置するに当たり、次の点に留意の上、ほ場を選定するものとする。

(1) 気象、土壌、用水等の自然条件が生産しようとする品種の栽培に適していること。

(2) 周辺のは場における植物又は品種の花粉、病原体、汚水等から原原種の生産が重大な支障を受けるおそれのないこと。

(3) 効率的な生産が適地において可能な限り集中的に行われること。

(原原種生産方法)

2 原原種の生産方式は、次のとおりとする。

(1) 品種の混交を避けるために、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等適切な管理を行うものとする。

(2) 原原種の作物別の具体的な生産方法は、委託者が別に定める栽培管理基準によるものとする。

(審査等の実施)

3 委託者は、委託した原原種ほのは場及び生産物についての審査、稲及び秋まき小麦の原原種ほにあつては出芽状況の調査(以下「審査等」という。)を次のとおり行うものとする。

(1) ほ場審査は、第1期及び第2期に分けて行うこととし、第1期の審査の結果、当該主要農作物が基準等に適合すると認められるときは、第2期の審査を実施するものとする。

第2期のは場審査の結果、当該主要農作物が基準等に適合すると認められるときは、その種子について生産物審査を行うものとする。

(2) 委託者は、審査等を行う審査員を定めたときは、受託者に対し、通知するものとする。

(3) 委託者は、審査等を行う時期等をあらかじめ定め、受託者に通知するものとする。

(4) 受託者は、審査等に立ち会わなければならない。

(審査不合格の取扱い)

4 審査の結果、不合格となった原原種ほについては、当該ほ場の生産物が種子として取り扱われないよう、当該生産物の処分について委託者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

(災害時の報告)

5 受託者は、災害等やむを得ない事情により、原原種の生産に支障を来した場合又は予想されるときは、速やかに委託者にその状況を報告するものとする。

(受託者の責務)

6 受託者は、委託者の指導等に従い、優良な原原種の生産を行わなければならない。

第2 受託者は委託料の使用に当たっては、別表2に掲げる委託料の費目(以下「費目」という。)の区分に応じ、それぞれ同表に定める内訳金額の範囲内で、これを使用しなければならない。

ただし、同一区分の細区分間及び費目の区分の1、3及び4の間についての流用は、これをさまたげない。

2 受託者は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ書面により委託者に申請し、その承認を受けた場合は、費目の区分の1、2、3及び4の間において相互に流用することができる。

3 委託料のうち、費目の区分の2及び3の経費の相互間におけるいずれか低い額の30パーセント以内の経費の流用については、前項の承認を受けることを要しないものとする。

第3 第4条に規定する業務処理計画書は、別記第1号様式とする。

第4 第12条に規定する報告事項として、別記第2号様式の栽培管理状況報告書を作成し、道から報告要求があった場合は、随時提出できるように備え置くこと。

- 第5 第10条に規定する原原種の出荷に際しては、事前に別記第3号様式により道に報告すること。
- 第6 第13条に規定する実績報告書及び収支精算書の様式は、別記第4号様式とする。
- 第7 第14条に規定する請求書の様式は、別記5号様式とする。
- 第8 第15条に規定する概算払請求書の様式は、別記第6号様式とする。
- 第9 第15条に規定する収支計画書の様式は、別記第7号様式とする。
- ※この様式は、必要に応じ変更の上使用するものとする。

年度主要農作物栽培管理状況報告書

作物名 (稲・大麦・小麦・大豆)

記録者

1 整理事項

品種名		見込み生育時期	出芽(2~3葉)期	月 日 頃
ほ場所在地			第1期	月 日 頃
計画面積			第2期	月 日 頃
受託者		見込み収穫調製時期	収穫期	月 日 頃
			包装完了期	月 日 頃
備考				

注 「見込生育時期」欄中「出芽(2~3葉)期」欄は、稲及び秋まき小麦についてのみ記載すること。

2 栽培管理状況

種子	は種量	Kg/10a	管 理	施 肥	時 期	種 類	施肥量 kg/10a
	消毒の方法				月 日		
栽培面積		月 日					
は種月日	月 日			中 耕	時 期	方 法	
移植月日	月 日				月 日		
出穂又は開花期	月 日				月 日		
苗代期の状況 (生育状況等)				病害虫防除	時 期	薬剤名	散布量
前作物	平 年	kg/10a			月 日		
	前 年	kg/10a			月 日		
	本年見込	kg/10a		月 日			
備考				異品種・異種類等の措置	時 期	内 容	
					月 日		

3 その他

※病虫害、気象被害などが発生した場合に状況等を記入。

年 月 日

北海道知事 様

住 所
受託者
氏 名

印

原原種の出荷について

主要農作物原原種は経営に関する業務委託契約書に基づき、次のとおり原原種を出荷しますので、報告します。

記

1 品種及び出荷量

(単位：k g)

作物名	品種名	計画数量	出荷数量

2 出荷予定日

年 月 日

年度主要農作物原原種ほ経営に関する委託業務実績報告書

年 月 日

北海道知事 様

住所
受託者
氏名 印

年 月 日契約の主要農作物原原種ほ経営に関する委託業務については、業務が完了したので、次のとおりその実績を報告します。

記

- 1 委託業務名 主要農作物原原種ほ経営に関する委託業務
- 2 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 主要農作物原原種ほ経営実績 別紙1のとおり
- 4 委託料実績

委託金額	支出実績	差引増減	備考
円	円	円	

- 5 収支精算書 別紙2のとおり
別紙1

主要農作物原原種ほ経営実績

作物名	品種名	原原種ほ設置面積			原原種生産数量				摘要
		計画面積	設置面積	うちほ場審査合格面積	計画生産数量	審査数量	10a当たり	うち生産物審査合格数量	
		a	a	a	kg	kg	kg / 10a	kg	

別紙2

収支精算書

(単位：円)

区分	委託料	支出額	支出内訳	備考
1 直接人件費				
2 直接経費				
3 諸経費				
4 技術経費				
合計				
消費税及び地方消費税相当額				
総計				

年度主要農作物原原種ほ経営に関する委託業務委託料精算払請求書

年 月 日

北海道知事 様

住 所
受託者
氏 名



年 月 日契約を締結したこのことについて、次のとおり精算払を受けたいので、委託契約第 14 条に基づき請求します。

記

- 1 委託料 円
- 2 既受領額 円
- 3 実績額 円
- 4 精算払請求額 円
- 5 口座振込払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	口 座 番 号
	普通
	当座

年度主要農作物原原種ほ経営に関する委託業務委託料概算払請求書

年 月 日

北海道知事 様

住 所
受託者
氏 名



年 月 日契約を締結したこのことについて、次のとおり概算払を受けたいので、委託契約第 15 条に基づき請求します。

記

- 1 委託料 円
- 2 既受領額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 概算払を必要とする理由

5 口座振込払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	口 座 番 号
	普通
	当座

